

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大石田町は、かつて最上川の中心河港として栄え、松尾芭蕉や齋藤茂吉をはじめ多くの文人との係わりを色濃く残し、農業等の一次産業及び部品製造等の二次産業を主産業としてきた。また、町内の事業所の9割以上が中小企業者であり、全国と比較するとこうした事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状態である。人口の年齢構成についても全国と比較すると年少人口及び生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合は高くなっている。

人口減少や少子化・高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要が減少し、安価な海外製品が流入し国際的な競争が激しくなるなど、町内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会環境は厳しさを増しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内の中小企業の生産性向上による経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に年2件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大石田町の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が大石田町の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象区域

大石田町の産業は、町の中心部、周辺部の市街地、山間地等の広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大石田町の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が大石田町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた取組は新商品開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ推進等、多様である。したがって本計画において対象とする事業は、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした中小企業者の先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- (2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者の先端設備等導入計画については認定の対象としない。
- (3) 町税を滞納している中小企業者の先端設備等導入計画については認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。